

第2期綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2期みやざき共創都市圏ビジョンの構成内容（案）

資料3-2

重点項目	基本的方向	主要施策	施策の概要	No.	課名	事業名	事業内容	重点プロジェクト事業	都市圏ビジョンの位置付け	国・県との補助の有無	新たに位置づけられる事業	事業終了(廃止)	廃止等の理由				
1 ワーク・ライフ・バランスの適正化 「子育て支援の充実」	<p>■結婚や妊娠・出産においては、出会いの場創出、地域の保育環境、企業の組織風土、妊娠や出産に関する情報提供など、若い世代が、結婚し、生み育てたいと思う個人の気持ちを後押しできるように、選択の幅を広げる取組が重要になります。結婚や子育てに対する満足度を高め、子どもたちにも幸せの実感が生まれるという循環を作り出します。</p> <p>■親になるための育児法を学ぶ機会の提供や経済的な支援など、子育てを社会全体で支える環境を形成するとともに、ライフスタイルの多様化に対応するため、充実した情報や利用しやすい環境を整備します。</p> <p>■学校と地域やNPO等の多様な主体が連携した子育ての支援体制を構築するとともに、子どもたちに伝わっていない地元の魅力的な資源や産業を教育カリキュラムの中で提供し、地域への愛着や関心を高めていきます。</p>	1-1 結婚サポートや 出産ケアの充実	○関係機関との連携による結婚希望者に出会いの場を提供する。	1	総合政策課	結婚サポート事業(みやざき共創都市圏ビジョン「子育て支援」プロジェクト事業)	結婚する意欲のある県内在住の独身者を募集し、みやざき共創都市圏(宮崎市・高岡市・綾町)在住の独身者とのペアリングを行う。また、黄色いポスト等を活用した「恋文」のやり取りを経て交際や結婚につながる婚活サポート事業を実施する。	○				○	事業終了				
			○妊娠・出産に関する情報提供を行うとともに、妊婦及び産婦の健診受診率向上に努め、助産師・保健師による相談・訪問など、安心して出産できる環境を整備する。		1	福祉保健課	出生率向上対策	出産を奨励し次世代を担う児童の健全育成と町の活力ある発展のために、出産祝い金(第3子:10万円、第4子以降:30万円)を支給する。									
			○不妊に悩む人達の相談に応じるとともに、不妊治療検査費の助成を行う。		2	福祉保健課	母子保健対策費	発達心理相談や判定による発達障がい児の早期発見・療育支援を実施するとともに、利用者も増加していることから実施回数を増やし支援体制の強化を図る。また、1歳半児及び3歳半児健診時に併せて、言葉の相談及び発達心理相談等を実施する。									
						福祉保健課	不妊治療費助成事業(母子保健対策費)	不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療などを受ける夫婦に対して治療費を助成する。(R4年度にて終了予定)			○				○	不妊治療費が保険適用となったため、事業廃止	
						福祉保健課	不妊検査費助成事業(母子保健対策費)	不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊検査などを受ける夫婦に対して検査費を助成する。			○	○				事業新設	
						福祉保健課	妊婦・乳幼児健康診査	妊婦及び胎児の疾病等を早期発見・早期治療することを目的に、妊娠中の健康状態を確認する健康診査を県内の医療機関及び助産所において実施し、費用の一部を助成する。また、産後2週間と産後1か月の産後健診実施により、産後うつ予防・育児不安軽減などを早期に発見し、早い時期からの産婦支援を図る。			○	○					
						福祉保健課	出産・子育て応援交付金	核家族が進み地域のつながりも希薄となる中で、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てが出来る環境整備が喫緊の課題である中で、妊娠前から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する。			○	○				事業新設	
						福祉保健課	子ども・子育て支援交付金(妊婦・出産包括支援事業)	助産師・保健師訪問により、妊娠中の順調な経過の支援とともに出産早期から育児支援を実施する。また、妊婦から子育てに係る不安の負担を軽減するため、母子保健コーディネーター(保健師)訪問などによる相談対応とともに、状況に応じたサービス情報の提供など、関係機関と連携し切れぬ支援を実施する。					○				
						総合政策課	結婚新生活支援事業	これまでの妊娠・出産、子育て支援に加え、婚姻に伴う経済的負担の軽減を図るため、新婚世帯に対し、住宅購入または住宅賃借に要する費用及び引越費用の支援を行う。また、結婚希望者に出会いの場を提供するため、町主催イベントにおいて「みやざき結婚サポートセンター」や「ひなたのグループ婚活事業」の広報および加入促進を図る。					○				事業内容の一部見直し
						福祉保健課	子ども医療費助成事業	子どもの健全な発育の促進を図ることを目的として、医療費の全額を扶助する。 ※中学生まで自己負担なし、小学生・中学生の入院は償還払					○	○			事業名の一部見直し
						福祉保健課	○子育てに関する情報提供を行うとともに、保健師・助産師などによる乳幼児の相談・訪問などの充実を図る。	9	福祉保健課	予防接種	感染の恐れがある疾病の発生や蔓延防止のため、乳幼児等に対して、予防接種法に基づく各種定期予防接種を実施するとともに、医療機関にて実施する任意のワクチン接種費用の一部助成を行う。				○		
						福祉保健課	○乳児健診・1歳児健診・1歳半児健診・3歳半児健診などの受診率向上に努め、病気が障がいの早期発見に努める。	10	福祉保健課	1歳6ヵ月児健康診査	疾病の早期発見・早期治療、しつけ、習慣形成、疾病予防指導、食生活見直し、虫歯予防等を目的として、宮日母子事業団の協力を得て乳幼児健康診査を実施する。また、発達心理相談も実施する。						
		福祉保健課		11	福祉保健課	3歳6ヵ月健康診査											
		福祉保健課		12	福祉保健課	5歳児相談事業	就学前児童全員を対象に児童の持つ能力を多面的に評価し、就学に向け十分發揮できるよう、視能訓練士や臨床発達心理士などによる検査と個別相談を実施する。										

第2期綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2期みやざき共創都市圏ビジョンの構成内容（案）

資料3-2

重点項目	基本的方向	主要施策	施策の概要	No.	課名	事業名	事業内容	重点プロジェクト事業	都市圏ビジョンの位置付け	国・県の補助の有無	新たに位置づけられる事業	事業終了(廃止)	廃止等の理由
		1-3 多様な教育・保育サービスの提供	○保育士の確保と質の向上に努め、多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図る。 ○おやじの会や保護者学習会を通じて親心を育て、相互に信頼できる良好な保育環境づくりを図る。	13	福祉保健課	児童運営費(認可保育所等における広域事業)	公立保育所の運営費、圏域における広域的な保育ニーズに対応するため、認可保育所等への広域入所に取り組む。		○				
				14	福祉保健課	子どものための教育・保育給付費負担金	認定区分ごとに定められた国の基準により、運営にかかる費用を算定し、施設に対して委託費を支給する。				○		
				15	福祉保健課	子ども・子育て支援交付金(一時預かり事業)	保護者の多様な就業形態への対応や育児ストレスの解消等を図るため、子育て支援センターにて一時預かりを実施する。				○		
				16	福祉保健課	病児・病後児保育事業	病気の治療中・回復期にあって集団保育が困難な期間に、一時的にその児童の預かりを行い、保護者の子育てと就労の両立を支援する。			○	○		
		1-4 学校教育・放課後児童対策の充実	○充実した総合的な学習の時間や体験活動などを通じて郷土を見つめなおすとともに豊かな郷土愛を育み、自己の可能性を最大限に発揮する能力や主体的な態度を養い、地域で活躍できる人材の育成を図る。 ○自治公民館活動・子ども会活動・スポーツ少年団活動など、学校外活動との連携を深め、体験学習やキャリア教育などの充実を図る。 ○放課後児童クラブを希望する児童すべてが安全に利用できる環境を整備し、保護者の仕事と子育ての両立を支援する。	17	総務課	安全な町づくり推進	防犯協会・安全なまちづくり推進協議会・警察署などの関係機関・自治公民館・町民が、相互に連携・協力に努め、情報共有により、町民総ぐるみで地域の安全確保を図るとともに、防犯パトロール隊による登下校時間の巡回などによる児童の見守り体制を充実させる。						
				18	福祉保健課	放課後児童対策	就労や病気等により、保護者が放課後に家庭で面倒を見ることができない小学3年生までの児童を対象に、適切な遊びと生活の場を提供するため、児童館を活用した児童クラブの運営を行う。 い。様々な成長を促す。			○	○		事業内容の一部見直し
				19	福祉保健課	児童館管理運営	児童館管理運営を行い、 総務課社会福祉協議会に運営委託 し健全な遊びを通して、子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助する。						事業内容の一部見直し
					福祉保健課	遠隔地児童通学扶助	僻地から保育所・保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校に通う児童・生徒の保護者に対して手当を支給することにより、保護者の負担を軽減する。					○	事業終了
				20	教育総務課	教育・就学相談事業	不登校を解消するため、適応指導教室を町内1か所に設置し、相談業務や学習指導、体験活動などの適応指導 等 を行い、 社会的自立 や学校復帰を図る。			○			事業内容の一部見直し
				21	教育総務課	いじめ防止対策事業	教育委員会や学校がいじめの未然防止、早期発見・対応への体制を整備するため、必要な付属機関を設置し、いじめ防止に取り組む。			○	○		事業内容の一部見直し
				22	教育総務課	管理総務費(小・中学校)	整備したICT機器等の効果的な活用促進による児童・生徒の情報活用能力を高めるため、支援業務を委託する。				○		
				23	教育総務課	学校教育におけるICT機器導入事業(教育振興総務費(小・中学校))	ICT活用のために必要な環境を全面実施までに整備し、情報活用能力 水準の充実 の向上を図る。			○	○		事業内容の一部見直し
				24	教育総務課	高等学校等就学支援給付金	保護者の負担軽減・若者定住促進のため、全ての高校生の保護者に対して通学費等の支給を行う。						
				25	社会教育課	海外ホームステイ(中学生)事業	中学生を対象にシンガポールへのホームステイ派遣及び相手先からの受入事業を実施し、国際交流を図るとともに、グローバルな視点を養う。						

第2期綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2期みやざき共創都市圏ビジョンの構成内容（案）

資料3-2

重点項目	基本的方向	主要施策	施策の概要	No.	課名	事業名	事業内容	重点プロジェクト事業	都市圏ビジョンの位置付け	国・県補助の有無	新たに位置づけられる事業	事業終了(廃止)	廃止等の理由			
2 2025年問題を見据えた「医療・福祉の充実」	<p>■健康増進と予防に重点を置いた取組を推進することで、住み慣れた家で継続して生活が送れるように、在宅医療や生活支援のあり方が重要になります。</p> <p>医療や介護だけでなく、様々な福祉の相談体制や支援体制を確保し、高齢者の地域での生活を継続して支える「地域包括ケアシステム」の深化と「地域共生型社会」の構築に努めます。</p> <p>■医師の高齢化や減少、今後の医療サービスの需要を考慮すると、若年の医師・看護師の確保や育成が重要になっています。医師や看護師を確保するため、有資格者の地元での就職を促す取組を進めます。</p> <p>高齢者を支える現役世代に対して、子どもを産み、育てやすい環境を整備するためには、産後の母親の心と体をケアする医療環境を確保していきます。</p> <p>■介護職を確保するため、労働環境や雇用条件を改善するとともに、新規就業につなげる取組が重要になります。施設サービスから在宅サービスへのシフトが進展し、医療系サービスの利用が増加しており将来的には、供給過多も想定されるため、一定の調整機能や既存ストックの有効活用を進めます。</p>	1-5 子育て相談機能と支援の充実	<p>○関係機関や団体と連携し、子育て家庭が必要とする情報の提供や相談及び支援体制の充実を図るとともに、産前産後のケアや発達に障がいのある児童の早期支援を行う。</p> <p>○施設の利用を通じて、保護者同士による相談・情報交換・学び・新たなコミュニティづくりが図れるよう、アットホームなイベントの開催に努める。</p>	26	社会教育課	みんなで育てるみやざき親子推進事業	異学年が茶道・料理教室のほか共同生活を行いながら通学し、自然体験・集団の中で行動・身の回りの整理などを行う。また、少子化の環境の中での体験学習を通じて児童の健全育成を図る。			○			事業名の変更			
				27	社会教育課	学校支援地域本部事業	学校運営協議会を中心として学校と地域が互いの役割を認識して相互の連携協働を図るとともに、学校地域支援ボランティアとして町内からボランティアを募り、学校内で学習支援や環境支援を行う。			○						
				28	教育総務課	特別支援教育対策事業	教育上の支援を必要とする児童・生徒について、学習支援員及び学校介助員を配置する。									事業内容の一部見直し
				29	教育総務課	学力向上対策事業(中学校)	非常勤講師1名を常勤講師2名へと拡充することで、より一層生徒ひとりに対して充実した学習環境の提供が可能となり、生徒の基礎学力向上を図る。						○			事業新設
				30	福祉保健課	総合発達支援センター運営費負担金	障がいの早期発見・早期療育のほか、在宅障がい児(者)を支援するため、医療ケアや相談部門を含む総合療育拠点である宮崎市総合発達支援センターの運営費を負担する。					○				
				31	福祉保健課	子育て支援センター運営費	地域の子育て家庭に対し、親子ふれあい遊び・子育て講話・親子運動会などを通じて、相互に交流を図るとともに、育児不安等への相談・援助、育児に関する情報の把握・提供を行う。					○				
				32	福祉保健課	ファミリー・サポート・センター事業	勤労者が仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境づくりを推進するため、育児援助を受けた人で行いたい人を登録し組織化した「ファミリー・サポート・センターみやざき」と連携し、広域での取組を実施する。					○				
				33	福祉保健課	ファミサポ運営負担事業(多子・ひとり親世帯分)	多子世帯・ひとり親世帯がファミリー・サポート・センターみやざきを利用した場合、利用料の一部を助成する。					○				
				34	福祉保健課	ファミサポ運営負担事業(多子・ひとり親世帯以外)	安心して子育てができる環境整備を促進するため、多子・ひとり親世帯以外のファミリー・サポート・センター依頼会員(利用者)が援助会員に支払う報酬の一部を助成する。					○				
				2 2025年問題を見据えた「医療・福祉の充実」	<p>■健康増進と予防に重点を置いた取組を推進することで、住み慣れた家で継続して生活が送れるように、在宅医療や生活支援のあり方が重要になります。</p> <p>医療や介護だけでなく、様々な福祉の相談体制や支援体制を確保し、高齢者の地域での生活を継続して支える「地域包括ケアシステム」の深化と「地域共生型社会」の構築に努めます。</p> <p>■医師の高齢化や減少、今後の医療サービスの需要を考慮すると、若年の医師・看護師の確保や育成が重要になっています。医師や看護師を確保するため、有資格者の地元での就職を促す取組を進めます。</p> <p>高齢者を支える現役世代に対して、子どもを産み、育てやすい環境を整備するためには、産後の母親の心と体をケアする医療環境を確保していきます。</p> <p>■介護職を確保するため、労働環境や雇用条件を改善するとともに、新規就業につなげる取組が重要になります。施設サービスから在宅サービスへのシフトが進展し、医療系サービスの利用が増加しており将来的には、供給過多も想定されるため、一定の調整機能や既存ストックの有効活用を進めます。</p>	2-1 食育・食生活の充実	<p>○食生活改善推進員・自治公民館・教育機関などと連携し、食生活の見直しから生活習慣病予防の啓発普及に努める。</p> <p>○管理栄養士による親子料理教室などを行い、学校給食に給産地の有機農産物や有機JAS同等の安心安全な農産物を取り入れ、食育活動の充実を図る。</p>	35	農林振興課	食育・地産地消推進事業	食育・地産地消活動を推進する団体等の活動費用の一部を補助し、体験を通じた食育と地産地消の推進を図る。					
36	教育総務課	学校給食地産地消推進事業	小・中学校給食の食材について、町内で生産される新鮮な農産物を使用することにより、学校給食に給産地の有機農産物や有機JAS同等の安心安全な農産物を使用し地元農家への関心を高め、感謝の気持ちを育むなど、食育の推進を図る。												事業内容の一部見直し	
37	福祉保健課	給食(中坪)	公立保育施設4か所分の給食調理業務を一元化し、集中的な調理・管理による内容充実と地元産の有機野菜等を多く取り入れ「食育」・「地産地消」を図るとともに、多様化するアレルギー児童などにきめ細やかに対応する。													
38	福祉保健課	心と体の栄養事業	食生活改善ボランティアとして、心身の健康と食育を広められる人材を育成するとともに、乳幼児の時期から親子・男性料理教室などに参加を促し、食育・郷土料理伝承・健康教育などにより健康志向への機運醸成を図る。													
39	福祉保健課	共同利用型病院運営負担金	共同利用型病院(宮崎市医師会病院)の運営費補助を行い、二次救急医療体制の充実を図る。									○				
2 2025年問題を見据えた「医療・福祉の充実」	<p>■健康増進と予防に重点を置いた取組を推進することで、住み慣れた家で継続して生活が送れるように、在宅医療や生活支援のあり方が重要になります。</p> <p>医療や介護だけでなく、様々な福祉の相談体制や支援体制を確保し、高齢者の地域での生活を継続して支える「地域包括ケアシステム」の深化と「地域共生型社会」の構築に努めます。</p> <p>■医師の高齢化や減少、今後の医療サービスの需要を考慮すると、若年の医師・看護師の確保や育成が重要になっています。医師や看護師を確保するため、有資格者の地元での就職を促す取組を進めます。</p> <p>高齢者を支える現役世代に対して、子どもを産み、育てやすい環境を整備するためには、産後の母親の心と体をケアする医療環境を確保していきます。</p> <p>■介護職を確保するため、労働環境や雇用条件を改善するとともに、新規就業につなげる取組が重要になります。施設サービスから在宅サービスへのシフトが進展し、医療系サービスの利用が増加しており将来的には、供給過多も想定されるため、一定の調整機能や既存ストックの有効活用を進めます。</p>	2-2 地域医療サービスの確保	<p>○宮崎市・国富町・市郡医師会・県医師会などと連携し、夜間急病センター・小児診療所・在宅当番医制共同事業運営などの医療体制を確保する。</p>													

第2期綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2期みやざき共創都市圏ビジョンの構成内容（案）

資料3-2

重点項目	基本的方向	主要施策	施策の概要	No.	課名	事業名	事業内容	重点プロジェクト事業	都市圏ビジョンの位置付け	国・県の補助の有無	新たに位置づけられる事業	事業終了(廃止)	廃止等の理由			
	<p>■ 高齢者クラブのあり方や行政、地域、企業、NPOなど多様な主体が連携し、多様化したライフスタイルに対応した、高齢者の生きがいの場を創出することに努めます。</p>	<p>2-3 地域包括ケアシステムの構築</p>	<p>○フレッシュ健診・消防団健診などの受診を促進し、若い世代から健康づくりの意識を高め、事後指導・相談による生活習慣病などの予防を推進する。</p> <p>○関係機関・団体と連携した研修会などの取り組みにより、介護にかかる人財育成と定着化を推進する。</p> <p>○高齢者の運動習慣化を目指して、介護予防教室などでの運動指導に取り組み、健康の維持・増進を図る。</p> <p>○キャラバンメイト活動および認知症サポーター養成講座を充実させ、正しい知識の普及とともに適切に対応できる環境整備を図るとともに、認知症患者の早期の発見・治療につながる取り組みを推進する。</p> <p>○複合的な相談機能の向上に取り組み、安心して在宅生活がおくれるよう、多職種連携の強化を図る。</p>	40	福祉保健課	夜間急病センター管理運営負担金	夜間急病センターの管理運営を宮崎市郡医師会病院に委託し、初期救急医療体制の充実を図る。	○								
41				福祉保健課	在宅当番医制共同運営負担金	在宅当番医制により日曜・祝日・年末年始の医療機関を確保し、初期救急医療の充実を図る。	○									
42				福祉保健課	宮崎大学医学部小児科寄附講座負担金	「宮崎小児地域医療学・次世代育成支援講座」の運営を支援し、小児医療に関心を持つ学生の教育や次世代を担う若い小児科医の人材育成を進め、夜間急病センター小児科をはじめとする県央地域における小児医療体制の充実を図る。	○									
43				福祉保健課	歯周疾患検診事業	生活習慣病である歯周疾患を予防・発見するため、30歳～70歳までの5歳刻みを対象に検診し、歯の喪失予防を図ることで、高齢期において健康で快適な生活が送れることを目的とする。※自己負担500円	○									
44				町民課	もりりん健康マイレージ	健康診査・各種検診、運動、健康づくりの指導員・イベント参加、生活習慣についてのポイント獲得に応じた特典を付与することにより、健康づくりへの意識向上を図る。										
45				福祉保健課	しなやか血管骨太健診	フレッシュ健診及び消防団健診などの健診の受診率アップを目指す。また、骨粗しょう症検診を追加し健康づくりに繋げることも、特定健診とフレッシュ健診を同時に実施し、健診機会を増やす。	○									
46				福祉保健課	がん検診事業	各種がん検診を集団又は個別の方法により実施する。	○									
47				福祉保健課	町単独高齢者福祉事業	高齢者・障がい者等が通院等のためにタクシーを利用する場合に料金の一部を助成する。										
48				福祉保健課	めざせ健康長寿！高齢者外出支援創出事業	高齢者が公共交通機関のバスを利用した際の自己負担額を100円とすることにより、外出しやすい環境を整え、いきいきとした余暇を過ごしていただくことで健康増進を図る。なお、令和4年度から対象年齢を75歳以上から70歳以上に引き下げる。									事業内容の一部見直し	
49				福祉保健課	配食サービス事業	65歳以上の高齢者で、調理ができず支援する家族等がない高齢者、障がい者等を対象に食事の自立支援サービスを行う。い、全ての食料を町内で仕入れ、安全・安心な食事を提供する。										事業内容の一部見直し
50				福祉保健課	軽度生活援助事業	介護保険の自立と認定された65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、自宅にシルバー人材センターに委託している生活援助員を派遣して、日常生活における軽易な援助を行う。										
51				福祉保健課	地域包括ケアセンター運営事業	地域包括ケアシステム構築の中核的機関として、介護予防ケアマネジメント及び包括的・継続的ケアマネジメントや、地域の総合窓口、高齢者の権利擁護等を実施するため、地域包括ケアセンターの管理運営を行う。										
52				福祉保健課	介護認定審査会共同運営事業	宮崎市・国富町と共同で、宮崎東諸県地域介護認定審査会を設置し、審査基準の平準化、認定の公平・公正性を確保するとともに運営の効率化を図る。	○									
53				福祉保健課	介護予防普及啓発事業	介護予防・重度化防止のため、対象に口説・運動・栄養の講話を行う。また、作業療法士の指導により週1回の運動を継続することで、運動および生活習慣病予防などの習慣化を図り、将来の医療費・介護給付費などの社会保険料の抑制を図る。 ※ミラクルジム(高齢者対象)・体験トレーニング(全年齢対象)										事業内容の一部見直し

第2期綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2期みやざき共創都市圏ビジョンの構成内容（案）

資料3-2

重点項目	基本的方向	主要施策	施策の概要	No.	課名	事業名	事業内容	重点プロジェクト事業	都市圏ビジョンの位置付け	国・県補助の有無	新たに位置づける事業	事業終了（廃止）	廃止等の理由	
				54	福祉保健課	認知症初期集中支援推進事業	認知症および認知症が疑われる方やその家族で、医療・介護サービスを受けていない方等を対象として、医師などによる包括的・集中的な初期集中支援チームが支援を行い、状態に応じて必要な医療や介護のサービスへつなぎ、自立生活をサポートする。			○			事業内容の一部見直し	
				55	福祉保健課	認知症地域支援・ケア向上事業	認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる地域の構築推進を図るとともに、認知症の早期診断、早期対応をつくりため、認知症地域支援推進員による相談対応など実施する。			○			事業内容の一部見直し	
				56	福祉保健課	生活支援体制整備等事業	地域に不足するサービスの創出や関係者間の情報共有（ネットワーク構築）といった取組を行う生活支援コーディネーターを配置するとともに、多様な関係主体間の定期的な連絡会等による連携・協働による取組を推進する取組体制を構築し、生活支援・介護予防に係るサービス基盤の整備を図る。			○	○		事業内容の一部見直し	
				57	福祉保健課	成年後見制度利用支援事業	身寄りのない認知症高齢者等で、判断能力の低下により財産管理や契約行為が困難な方の権利を擁護するため、町長申立を行う。また、申立費用や後見人等の報酬が負担できない方について、費用の助成を行うとともに、利用促進の普及啓発を行う。			○			事業内容の一部見直し	
				58	福祉保健課	地域ケア会議推進事業	行政・包括・医療専門職等によるケアプランの検討を行い、ケアマネジメントの質の向上、高齢者の自立支援や重度化防止、介護予防・介護サービスの向上を図る。			○			事業内容の一部見直し	
				59	福祉保健課	介護職員初任者研修事業	介護職員の人材確保を図るため、介護職員初任者研修、介護福祉士、介護支援専門員、主任介護支援専門員の資格取得費用の助成を行う。			○			事業内容の一部見直し	
				60	福祉保健課	在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で生活を継続していくために、在宅医療と介護を一体的に提供していくことを目指し、医療や介護に携わる関係者への支援や研修会、地域医師町長への啓発等を行う。			○	○		事業内容の一部見直し	
	2-4 高齢者の生きがいの場の創出	○高齢者の福祉施設等における活動の場を広げ、高齢者の社会参加を促進する。 ○高齢者の運動習慣化を目指して、介護予防教室などでの運動指導に取り組み、健康の維持・増進を図る。		61	福祉保健課	高齢者クラブ活動費	高齢者が互いに支えあい、励まし合いながら、生きがいづくりをともにし、長寿の喜びを実感できる人間関係を醸成しながら、社会活動に積極的にチャレンジし、高齢者の持つ活力を活かした活動を推進し、豊かな地域社会づくりに貢献できる活動を展開する。			○				
				62	社会教育課	公民館生涯学習講座	生涯学習推進の一環として、町公民館及び自治公民館による生涯学習講座を開設し、世代間交流を促進するとともに、発表する場を提供し、生きがいづくりを推進する。							
				63	福祉保健課	宮崎市障がい者基幹相談支援・虐待防止センター事業（宮崎市）	障がい児・者とその家族の安定的かつ快適な地域生活を支援するとともに、各種福祉サービスの相談・利用支援や生活基盤の確立及び虐待防止を行うために設置された「宮崎市障がい者基幹相談支援・虐待防止センター」に対する負担金。			○			事業名の一部見直し	
	2-5 障がい者の自立と社会参加の促進	○関係機関と連携し、就労支援施設などの機能強化を支援し、障がい者の雇用・就労の促進を図るとともに、福祉サービスの提供により、障がいのある方の自立意識の高揚と社会参加の促進を図る。		64	福祉保健課	障がい支援区分認定審査事業	障がい福祉サービスの利用に必要な障がい支援区分を判定するため、認定審査会を設置・運営するとともに、制度の周知や職員、認定調査員及び審査委員の資質向上の研修を行い、適正な区分判定を宮崎市に委託する。			○				
				65	福祉保健課	障がい者介護給付費訓練等給付費	身障・療育・精神手帳保持者で、日常生活に居宅サービスを必要とする者、施設への入所・通所を希望する者が、各自で選択し利用するための費用。				○			
				66	福祉保健課	障がい者地域生活支援事業	障がい者の社会参加や日中における活動の場の確保、障がい児・者とその家族の安定的かつ快適な地域生活を支援するとともに、「地域生活支援拠点」の運営にかかる事業の実施及び経費負担を行う。				○			
				67	福祉保健課	町単独障がい者扶助	身体・知的・精神障がい者（年金受給者を除く）に特別手当を支給することにより社会活動を促進し、生活意欲を高揚する等福祉の増進を図るとともに、重度の障がい者を在宅介護する者に対し扶助する。							

第2期綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2期みやざき共創都市圏ビジョンの構成内容（案）

資料3-2

重点項目	基本的方向	主要施策	施策の概要	No.	課名	事業名	事業内容	重点プロジェクト事業	都市圏ビジョンの位置付け	国・県の補助の有無	新たに位置づけられる事業	事業終了(廃止)	廃止等の理由	
				68	福祉保健課	町単独高齢者福祉事業【再掲】	高齢者・障がい者等が通院等のためにタクシーを利用する場合に料金の一部を助成する。							
3 生活の質の向上と移住の促進を図る「居住環境の充実」	<p>■複雑・多様化する地域課題を解決していくには、地域活動等を担う人材の育成を図り、多様な主体が連携して取り組んでいく必要があります。自立性の高い地域コミュニティを形成し、地域活動を維持・発展していくには、消防団、地域まちづくり推進委員会やNPO法人などの多様な活動主体が協力して取り組むとともに、女性や高齢者の社会参加を促し、子育てや高齢者のふれあいなど地域福祉に係る活動を推進していきます。</p> <p>■中古住宅を安心して売買、あるいは賃貸できるように、良質な住宅ストックの形成と流通を促進するための環境を整備することで、既存ストックの有効活用が地域福祉の向上、あるいは地域活動の活性化につながるなど、空き家対策と地域施策との連携を図ります。</p> <p>■地域経済の活性化を図る観点から、民間と連携しながら、公的不動産の利活用を図っていく必要があります。公的不動産の利活用にあたっては、民間投資による収益施設等の整備を図るなど、採算性を考慮した自立性の高い経営を支援します。</p> <p>■地元の若者が定着できる定住対策を推進し、ひいては移住者の増加につなげていくことが重要になります。そのためには、雇用の受け皿と住居の確保が必要になるため、行政、不動産業者、ハローワーク、企業、農業関係者など多様な機関が連携して、移住希望者が求める情報を適切に提供していきます。</p> <p>■太陽光発電の余剰電力を売電するだけでなく、蓄電等の対応も重要となり、エネルギーマネジメントシステムを構築し、域内における多様なエネルギーを効率的に活用することを検討します。</p> <p>■生ゴミ堆肥化のほか、再生可能エネルギー導入も併せて検討し、CO2削減を促進することで、SDGsの実現を目指します。</p>	3-1 既存ストックの有効活用	○自治公民館や関係団体等と連携し、空き家再生事業の情報発信と住環境整備を行う。	69	財政課	空き家改修事業(町有住宅維持管理)	空き家を所有者から5年間借り受け、250万円を限度にリニューアル後に町有住宅として移住者などに賃貸する。(令和元年度受付終了、賃貸は令和4年度まで)							
		3-2 スマートシティの取組の推進	○住宅用の太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー利用システムの設置を促進し、再生可能エネルギーの地産地消を図る。	70	総合政策課	若者定住促進住宅料補助事業	町みかんの若者の移住や町内の若者の定住を促進し、町内産業の振興とともに及び自治公民館活動の充実を図ることを目的に、結婚準備資金は就学前および小学校就学中の子育て家庭への支援として、民間のアルバイトや借家の資料の一部を補助する。(新規受付は令和3年度まで、補助対象期間は令和12年度で終了)						事業内容の一部見直し	
		3-3 防災対策の推進	○防災士資格取得等により、防災リーダー育成を推進するとともに、町民一斉防災訓練により、高齢者などの災害弱者の安全確保に配慮した災害時の対応や行動など、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。	71	町民課	ゴミ収集管理費	収集した生ごみと牛糞を好気性高温発酵により良質な堆肥として再生し、農地還元するとともに生ごみの減量化を図る。							
		3-3 防災対策の推進	○防災訓練や防災士の資格取得等を通じて地域住民の防災力の向上を目指す。また、消防団活動の充実・強化を図るとともに、団員の確保に努める。	72	総務課	広域消防負担金	警防、予防、緊急、救助等の各分野での充実強化を図り、効率的かつ効果的に広域消防を運営する。							
		3-3 防災対策の推進	○防災訓練や防災士の資格取得等を通じて地域住民の防災力の向上を目指す。また、消防団活動の充実・強化を図るとともに、団員の確保に努める。	73	総務課	消防団活動	地域防災の要である消防団の資機材整備の充実と消防団員の確保により、町民の安心・安全な暮らしを確保するとともに、次世代の人材育成を行う。							
		3-3 防災対策の推進	○防災訓練や防災士の資格取得等を通じて地域住民の防災力の向上を目指す。また、消防団活動の充実・強化を図るとともに、団員の確保に努める。	74	総務課	防災活動活性化事業	各地区での防災訓練や防災士資格取得をはじめとした、町民・消防団員の防災力の向上を図る。							
		3-4 環境保全の推進	○OECD(持続的な開発のための教育)の理念に基づき、学校教育から社会教育に至るまで環境教育を展開し、自然環境や生物多様性に対する意識や知識を高める取組を推進する。	75	建設課	空き家対策事業	防犯、防災、衛生、景観など様々な環境に対し悪影響を及ぼす空き家について、空き家対策推進に関する特別措置法に基づき対策を講じる。							事業新設
		3-4 環境保全の推進	○「綾町女性の会」と一体となって、川をきれいにする条例を町民一人一人が遵守し行動できるよう推進するとともに、流域自治体の連携のもと、河川浄化対策を推進する。	76	町民課	河川浄化対策事業(環境保全費)	「綾町河川をきれいにする条例」を再案に基づき河川浄化対策を推進するとともに、関係行政機関との連携を行い、河川浄化の啓発を図る。							事業内容の一部見直し
		3-4 環境保全の推進	○「綾町女性の会」と一体となって、川をきれいにする条例を町民一人一人が遵守し行動できるよう推進するとともに、流域自治体の連携のもと、河川浄化対策を推進する。	77	町民課	河川浄化対策事業(廃油せっけん製造)	家庭排水の清浄化を地域ぐるみで取り組むため、石鹸製造所を拠点に廃油石鹸の製造・利用を推進し、河川浄化の啓発を図る。							
		3-4 環境保全の推進	○生ゴミを堆肥化し農地や町有花壇に還元するとともに、再生エネルギーの導入を検討し、CO2削減を促進する。	78	町民課	エコクリーンプラザみやざき運営管理事業	エコクリーンプラザみやざきの管理運営を行うため、(公財)宮崎県環境整備公社に対し、関係市町村で委託料を負担する。							
		3-4 環境保全の推進	○生ゴミを堆肥化し農地や町有花壇に還元するとともに、再生エネルギーの導入を検討し、CO2削減を促進する。	79	町民課	ゴミ収集管理費【再掲】	収集した生ごみと牛糞を好気性高温発酵により良質な堆肥として再生し、農地還元するとともに生ごみの減量化を図る。							
		3-4 環境保全の推進	○生ゴミを堆肥化し農地や町有花壇に還元するとともに、再生エネルギーの導入を検討し、CO2削減を促進する。	80	町民課	ごみ減量啓発事業(ゴミ対策総務費【宮崎県4R推進協議会負担金】)	施設見学会、各種イベントやチラシ等による啓発等を通じて、子どもから高齢者まで町民のごみ減量と再資源化への意識高揚に努める。							
3-4 環境保全の推進	○生ゴミを堆肥化し農地や町有花壇に還元するとともに、再生エネルギーの導入を検討し、CO2削減を促進する。	81	農林振興課	森林整備事業	伐採後再造林の費用負担により、造林が減り、森林資源の循環サイクルが途絶えるだけでなく、山の持っている水源涵養の機能や土砂流出防備の機能が損なわれ、災害発生の危険も危惧されることから、荒廃した山地を防ぐため開庫事業の上乗せ補助を行う。									

第2期綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2期みやざき共創都市圏ビジョンの構成内容（案）

資料3-2

重点項目	基本的方向	主要施策	施策の概要	No.	課名	事業名	事業内容	重点プロジェクト事業	都市圏ビジョンの位置付け	国・県の補助の有無	新たに位置づけられる事業	事業終了(廃止)	廃止等の理由
		3-5 地域コミュニティの活性化	<p>○自治公民館施設整備の支援を行うとともに、中核となる人材の育成に努め、自主的な自治活動を促進する。</p> <p>○住みよい地域づくりを目指し、自治公民館連絡協議会が定めた「4つの目標、18の実践」の支援に努め、自治公民館と行政の連携を図る。</p> <p>○町民等の自由な発想による自主的、主体的なまちづくりを推進するため、自治公民館をはじめ様々な領域で活動している団体又はグループ等が実施する地域活性化に資する活動を支援する。</p>	82	農林振興課	綾の森林づくり推進事業	森林環境譲与税を活用し、綾町の森林整備及びその促進に関する施策を実施することで、森林の有する公益的機能の維持増進を図る。						
				83	ユネスコエコパーク推進室	地元幼保小中学校への環境学習	綾ユネスコエコパークセンター、ピオトープ、イオンの森、国定公園等を活用し、幼保小中への一貫した環境学習支援を推進する。						
				84	福祉保健課	高齢者クラブ活動費【再掲】	高齢者が互いに支えあい、励まし合いながら、生きがいづくりをともにし、長寿の喜びを実感できる人間関係を醸成しながら、社会活動に積極的にチャレンジし、高齢者の持つ活力を活かした活動を推進し、豊かな地域社会づくりに貢献できる活動を展開する。			○			
				85	ユネスコエコパーク推進室	肖像プロジェクト及び集落ビジョン策定事業	集落の人々が保存・保持している写真を手がかりに、集落の歴史・伝統・文化や暮らしの様子などを掘り起こし、記録するとともに写真のデジタル化を図り、後世についでいく。また、高齢化や過疎化等により消滅危機にある集落の将来ビジョンについても、集落の意見等も踏襲しながら策定していく。						
				86	町民課	消費者行政推進事業	消費生活にかかる相談・苦情への対応・情報収集を行うほか、消費者に対して出前講座などの啓発事業を行う。			○	○		
				87	ユネスコエコパーク推進室	まちづくり推進事業	綾ユネスコエコパークまちづくりネットワーク協議会を設立し、自立・自走するまちづくり団体等の自主的かつ主体的な地域づくりの取り組みを支援する。			○			
				88	総合政策課	綾町町民提案型ゆめ応援プロジェクト支援事業	町民等の自由な発想による自主的・主体的なまちづくりを推進するため、団体等が実施する地域活性化に関する事業を支援する。			○			
				89	社会教育課	綾城管理・文化財史跡調査事業	町内に点在する古墳や史跡の価値を広く周知するとともに、適切に管理し後世に引き継いでいく。			○			
				90	社会教育課	民主団体活動育成	地域活動の中心として活躍する団体の活動を支援し、地域の活性化を図る。						
				91	社会教育課	公民館生涯学習講座【再掲】	生涯学習推進の一環として、町公民館及び自治公民館による生涯学習講座を開設し、世代間交流を促進するとともに、発表する場を提供し、生きがいづくりを推進する。						
				92	社会教育課	民俗芸能伝承事業	各公民館それぞれに伝わる幾代にもわたり歌い継がれた伝統芸能の保存・伝承を通して、地域コミュニティの強化を図るとともに、生涯学習等で学んだ成果を発表する場を提供し、芸術文化活動の推進を図る。			○			
				93	社会教育課	花いっぱい運動	自然豊かな花のある美しい町づくりのため、自治公民館と連携し各公民館の花壇などへ花の植栽活動を毎年、全町的に行う。						
				94	社会教育課	綾町民体育大会	町民全体の運動意識高揚を目指し、親睦と融和の輪を広げ自治公民館活動の活性化とともに、体力の向上・健康の維持増進を図る。						
		3-6 移住・定住対策の推進	<p>○次世代を担う若者世代が綾町に移住・定住するため、民間賃貸住宅の家賃補助や新築住宅等の取得経費を支援することで、町内産業の振興さらには自治公民館活動や消防団活動の充実に図り、活気あるまちづくりを維持する。</p>	95	総合政策課	若者定住促進住宅料補助【再掲】	町外からの若者の移住や町内の若者の定住を促進し、町内産業の振興とともに及び自治公民館活動の充実に資することを目的に、結婚後、または進学前および小学校就学中の若者で家庭への支援として、民間のアパートや借家の賃料の一部を補助する。（新規受付は令和3年度まで、補助対象期間は令和12年度で終了）			○	○		事業内容の一部見直し

第2期綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2期みやざき共創都市圏ビジョンの構成内容（案）

資料3-2

重点項目	基本的方向	主要施策	施策の概要	No.	課名	事業名	事業内容	重点プロジェクト事業	都市圏ビジョンの位置付け	国・県の補助の有無	新たに位置づけられる事業	事業終了(廃止)	廃止等の理由	
			○移住希望者の必要とする雇用や住居などの情報を集約・提供するとともに、移住後のフォローアップを行い、定住化を図る。	96	総合政策課	若者移住定住促進支援事業	子育て世代の若者の移住定住を促進するため、本町に住居を新築・建替住宅を希望し、若しくは賃貸・中古住宅を購入した場合には住宅取得費の一部を、居住用の民間賃貸住宅の賃借契約をした場合には賃借料の一部を補助する。			○			事業内容の一部見直し	
				97	総合政策課	移住促進事業	町内事業所と連携し、地域で働く若者の啓発と動画によるホームページの充実とともに、地域の魅力を移住希望者などに分かりやすく発信するなどにより移住促進に取り組む。若者定着による地域力の維持・発展を図る。 町外在住者の移住を促進するため、都市圏で行われる移住相談会への参加や移住パンフレットの作成などの積極的な広報活動を行うほか、移住希望者や移住後の町民等を対象とした定期的な交流会を開催し、移住後のサポートも行う。			○	○		事業内容の変更	
				98	総合政策課	住宅リフォーム補助事業	町民が自己の居住する住宅等を町内の施工業者を利用して修繕及び補修等の工事を行う場合にその経費の一部を補助することにより、生活環境の向上に資するとともに、多岐にわたる業種に経済効果を与え、町内産業全体の活性化を図る。							
				99	農林振興課	新規就農者受入支援交流施設	居住専用の受入交流施設を活用し、就農や援農を希望する人が町内に居住し研修等が実施できるよう支援する。							
4 地域や企業ニーズに合った「人財の育成」	<p>■若者の地元定着を図るには、教育機関と地元企業との連携により、従業員のスキルアップや雇用条件を改善するなど、地域や企業ニーズに合った人財を育成していくことに努めます。また、将来の就業を意識した教育を提供し、専門技術等を有する人財の育成につなげていきます。</p> <p>将来にわたって担い手を確保するために、企業の人材マネジメント層の人財を育成する環境を整備するとともに、企業の経営者に対する認識やノウハウを高めていくことを支援します。</p> <p>■就農者の高齢化が課題となっており、農業の生産性を向上させるシステムを構築し、農業後継者を含めた新規就農者の確保を図ります。また、大学等との連携により、健康増進を推進する取組やヘルスケア産業を育成していくとともに、農業ができるシステムを広く構築し、そして、農業の生産基盤を維持・向上させていくために、農業所得を上げていけるよう支援します。</p> <p>■今後、高齢化の進行により、医療・福祉分野のニーズはさらに高まり医療や福祉に携わる専門職の育成と確保は重要になります。福祉職については、勤続年数や現金給与額等を考慮して、労働環境や雇用条件の改善が図られるよう働きかけます。</p> <p>■経済効果を生む観点からの観光戦略が重要であり、質の高いサービスが提供できる人財や幅広い視点から観光をコーディネートできる人財の育成に努めます。</p>	<p>4-1 ふるさと・キャリア教育の充実</p> <p>○充実した総合的な学習の時間や体験活動などを通じて郷土を見つめなおすとともに豊かな郷土愛を育み、自己の可能性を最大限に発揮する能力や主体的な態度を養い、地域で活躍できる人財の育成を図る。</p> <p>○ふるさと・キャリア教育支援体制を構築し、関係機関や団体との連携による活動環境の創出と地方創生の取組に触れる機会を設けることにより、地方創生に対する意識の醸成を図る。</p> <p>4-2 地域や企業ニーズに対応した人財の育成等</p> <p>○宮崎大学との包括的連携協定締結を基に、様々な研究者・機関との連携による「知の蓄積」を図るとともに、地域課題や地元企業へのニーズにあった調査研究を推進する。</p> <p>○専門的なスキルなどを養う講座や研修会等への参加を支援し、経営能力などの向上を図る。</p> <p>4-3 新規就農者・農業法人の育成</p> <p>○農業支援センターと農協が連携し行う充実した研修と営農指導により、高い技術の習得と新規就農の促進を図る。</p> <p>○機械利用組合による農業機械リース事業を展開し、新規就農者の設備投資を抑えるとともに、農業機械の導入支援を図り、早期の経営安定につなげる。</p> <p>4-4 地元企業への就職を促す仕組みの構築</p> <p>○若い世代へICT技術を活用し、地域資源の魅力を発信するとともに、地元企業の雇用環境などの見える化を推進する。</p>	<p>100 教育総務課</p> <p>ユネスコスクール推進事業</p> <p>ユネスコスクール同士の交流を深め、先進的な取組みや活動している方を招聘し、グローバルな視点でエコパーク及びユネスコスクールの意義を深めるとともに認識向上を図る。また、人生経験豊富で多様な社会人との交流など「ふるさと教育」により、ふるさとを見つめなおすとともに生きる力や郷土愛を育む。</p> <p>101 教育総務課</p> <p>本庄高校魅力化推進事業</p> <p>宮崎市、国富町、綾町と本庄高校で構成する本庄高校魅力化推進協議会において、地元中学校と本庄高校との連携事業を行い、中学生の地元進学や地元定着への意識を高めるほか、本庄高校の生徒に対し県内企業と連携した就職指導を行う。</p> <p>102 ユネスコエコパーク推進室</p> <p>研究機関との連携事業</p> <p>宮崎大学、南九州大学、宮崎国際大学との包括的連携協定などにより、研究機関との連携による研究の基盤づくりを図るとともに、地域や行政課題の解決に向けた研究を支援する。</p> <p>103 ユネスコエコパーク推進室</p> <p>ユネスコエコパーク推進事業(生物多様性地域戦略学術的研究支援)</p> <p>ユネスコエコパークの基本理念のひとつである学術的知見の蓄積と各種研究者との連携を図るため、広く学術的分野における学術的調査研究の実施および支援を行うとともに、普及啓発用のガイドブックなど刊行物の作成や、市民参加型の調査も平行して実施する。</p>											
						農林振興課	新規就農者確保・育成支援事業	次世代を担う農業後継者を確保・育成するための研修に要する費用を補助し、技術力の向上や経営安定を支援する。					○	事業廃止(町費上乗せ補助の終了)
				104	農林振興課	農業次世代人材投資事業 新規就農者等支援事業	認定新規就農者を対象に、就農初期段階の経営リスクを軽減する給付金を支給し、研修等や研修場の確保を図る。また、給付金の支給や、農業用機械・施設等の導入に要する費用を補助し、技術の習得や所得の確保等を支援する。			○	○		事業名の変更 事業内容の一部見直し	
				105	総合政策課	移住促進事業【再掲】	町内事業所と連携し、地域で働く若者の啓発と動画によるホームページの充実とともに、地域の魅力を移住希望者などに分かりやすく発信するなどにより移住促進に取り組む。若者定着による地域力の維持・発展を図る。 町外在住者の移住を促進するため、全国で行われる移住相談会への参加や移住パンフレットの作成などの積極的な広報活動を行うほか、移住希望者や移住後の町民等を対象とした定期的な交流会を開催し、移住後のサポートも行う。			○	○		事業内容の変更	
5 若い世代の定着や生産性の向上を図る「雇用の場の創出」	<p>■若者の地元への定着を促し、地域経済を維持・成長させていくには、給与などの待遇面の雇用環境を改善するとともに、雇用の受け皿を確保し、生産人口の増加や女性・高齢者の活躍の場を創出していくことが重要になります。人口減少が進行する中で、地域経済を維持・成長させていくために、生産性と効率化を併せ持ったシステムの構築を検討していきます。</p>	<p>5-1 農林水産業の生産基盤の確立</p> <p>○生産性を高めるため、品目の選定や機械化などによる作業の効率性を高め、農協と連携し、規模効果を追求した栽培技術の確立を図る。</p> <p>○農商工が連携し、新たな複合経営、加工や流通・販売などの新たな商業活性化の展開を図る。</p>	<p>106 農林振興課</p> <p>優良繁殖雌牛保留導入事業</p> <p>宮崎県が指定する種牛で、本町の改良に貢献できる牛であることなどの導入条件、和牛に求められる脂肪交雑や筋肉重量など経済形質を遺伝的に算定し、能力の高い繁殖牛から生産された雄牛を宮崎中央管内(宮崎市・国富町・綾町)から導入、若しくは自家保留した場合に定額助成する。</p> <p>107 農林振興課</p> <p>肉用牛支援センター農家支援対策事業</p> <p>慢性的な受胎性率の低さや発情回帰の遅れ等、種付回数が多くなる繁殖牛に対して預託費を一部補てんし、負担軽減と新たな肉用牛経営システムを構築させ、生産性向上と労力低減により空き牛舎を活用するなど飼養規模拡大を推進するとともに、増殖費用の一部助成により、生産意欲向上及び生産基盤の維持・拡大を図る。</p>										事業内容の一部見直し	

第2期綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2期みやざき共創都市圏ビジョンの構成内容（案）

資料3-2

重点項目	基本的方向	主要施策	施策の概要	No.	課名	事業名	事業内容	重点プロジェクト事業	都市圏ビジョンの位置付け	国・県の補助の有無	新たに位置付ける事業	事業終了(廃止)	廃止等の理由	
<p>■新たな産業や新たな価値を生み出すため、官民における創業支援機関の連携・支援体制を構築します。また、外貨を獲得するため、異業種間の交流等を促進する機会や場を創出していきます。</p> <p>生産性の低い分野とのマッチングにより、生産性の向上に取り組むとともに、新たな市場の開拓につながるアプローチを進めます。</p> <p>■ワーク・ライフ・バランスの普及には、既存の支援制度の活用だけでなく、経営者の意識改革を図り、男性の育児参加や長時間労働の是正のほか、テレワークや短時間労働など多様な働き方が可能になるよう条件整備に努めます。</p>	<p>○肉用牛総合支援センターによる肉用牛生産農家支援体制の充実を図り、一年一産による和牛繁殖農家の所得向上・受胎率向上・母牛の計画的更新・優良肉用牛生産のための基盤づくりを推進する。</p> <p>○作業の効率化・農業生産のデータベース化を図るため、圃場管理・栽培管理システムのサイトの構築について検討する。</p>	108	農林振興課	有害鳥獣バトロールで地域活性化事業	有害鳥獣対策を行う者を雇用し、日常的に有害鳥獣対策に従事させることで農作物の被害低減を図る。		○							
		109	農林振興課	野生獣特別捕獲班活動支援事業	増加している野生獣の被害を抑えるため、被害防止・啓発活動を行う野生獣特別捕獲班を設置し、その活動に対して補助を行う。		○							
		110	農林振興課	シカ捕獲促進事業	剥皮による枯損など、深刻化しているシカによる森林被害を抑えるため、捕獲活動に対して補助を行う。		○							
		111	農林振興課	耕作放棄地再生利用期為対応率支援補助 農地中間管理機構市町村事務委託事業	離農者や経営規模縮小する農用地利用の効率化及び高度化を促進するため、農地集積・集約化による生産性向上を図るとともに、耕作放棄地解消事業への支援、担い手等への貸付を行う。		○	○				事業名の変更		
		112	農林振興課	優良農地等再生整備事業	農業者の高齢化や担い手不足により遊休化した優良農地を再生整備するための支援を行う。									
		113	農林振興課	機械利用組合活動推進事業	農業機械のリース事業を通して、自然生態系農業の推進と、個々の農家経営の安定化を図る。									
		114	農林振興課	環境保全型農業直接支払交付金	農業等に頼る現代農業を見直し、環境に配慮した農業を推進・実践した生産者に対し面積に応じ交付金を交付する。				○					
		115	農林振興課	ライチ産地づくり推進事業	希少性や味・イメージにより消費者の人気が高まりつつある「ライチ」の育苗生産体制づくりの取り組みを支援することで、マンゴーに次ぐ新たな戦略品目(果樹ブランド)である「ライチ」の産地拡大、生産者育成の取り組みを推進する。									
		116	農林振興課	施設ハウス整備事業	農業経営において、施設整備事業は生産者負担が大きい。また、利用しなくなった施設ハウスを再利用することにより、新たな担い手への事業継承および生産者の負担軽減につながることから、中古ハウスの移設および再整備について支援する。									
		117	農林振興課	農地集約化促進基盤整備事業	有機野菜への作物転換を実施し、有機野菜の生産量の増加による大消費地への販路拡大を図る。							○		事業新設
		118	農林振興課	施設野菜生産拡大事業	生産現場における労働力の負担軽減を図るため、施設ハウス内の自動灌水整備を支援し、スマート農業の推進を図る。							○		事業新設
		119	農林振興課	体験農園運営事業	綾町自然生態系農業の本質を自ら土に触れ実体験を通して学び、体験農園を運営し、顧客への普及啓発を図る。							○		事業新設
120	農林振興課	農業後継者育成支援事業	就農間もない生産者やその配偶者から構成されるグループについて、将来の担い手育成者の情報交換の場となる活動に対し支援する。							○		事業新設		
121	総合政策課	ふるさと納税事業	「綾」のまちづくりに賛同していただける方々からのふるさと納税により、返礼品として提供している町内産品ブランド化とともに新商品開発や継続的販売に繋がる取組みを官民協働により行い、輝き続ける「綾」づくりを展開し、地域の活性化を図る。											

第2期綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2期みやざき共創都市圏ビジョンの構成内容（案）

資料3-2

重点項目	基本的方向	主要施策	施策の概要	No.	課名	事業名	事業内容	重点プロジェクト事業	都市圏ビジョンの位置付け	国・県の補助の有無	新たに位置づけられる事業	事業終了(廃止)	廃止等の理由			
5-2 企業立地と設備投資の促進			<p>○緑が多く快適で潤いのある生活環境、美しい自然環境と調和した雇用力の大きい、無公害型企業(精密機械など)の誘致を推進する。</p> <p>○制度資金借入れに要する経費の負担軽減などにより、設備投資を促進し、既存産業の技術・生産性の向上や経営安定化を図る。</p>	122	総合政策課	県央地区企業立地促進事業(商工振興費)	県・市2町・県産業振興機構等で構成する「宮崎県央地区企業立地促進協議会」へ参加し、企業誘致戦略の構築やPR活動など、必要な事業を展開するとともに、自然環境と調和した無公害型企業の誘致を推進する。		○							
				123	総合政策課	中小企業者特別融資保証料補助	中小企業が抱える経営等の問題を軽減し解消するため、低利の融資制度や信用保証料を助成し、経営の安定強化を図る。									
				124	総合政策課	工芸品産業振興資金利子補給	工芸品産業設備及び運転資金の融資を受けた事業者に対してその負担する利子の一部に充てるため、補給金を交付することにより、工芸品産業の振興を促進する。									
			5-3 創業や事業承継等の促進			<p>○加工業の創業について、積極的に支援し、若者が定着するような魅力ある雇用の場の確保に努めるとともに、販路開拓を推進する。</p> <p>○制度資金借入れに要する経費の負担軽減などにより、設備投資を促進し、既存産業の技術・生産性の向上や経営安定化を図る。</p> <p>○産業観光会館内に設けるチャレンジショップなどを活用し、育成する取組を推進する。</p> <p>○新たに工房を開業する工芸家に対し、工房の改修費や家賃補助を行い、手づくり工芸の活性化を図る。</p>	125	総合政策課	手づくり工芸応援事業補助金	手づくり工芸の活性化を図るため、町内に新たに工房を開業する工芸家に対して、工房の改修費や賃料を補助する。		○				
								総合政策課	店舗リニューアル補助事業	町内で事業所を営む方で店舗に係る改修を実施した個人、法人に対して店舗改修費の一部を補助し、商業の振興を図る。					○	事業終了
							126	総合政策課	新規創業支援事業	空き家及び空き店舗を活用して新たに創業する個人及び法人に対して店舗にかかる改修費及び賃借料の一部を補助する。			○			
			5-4 新商品・新技術等の開発			<p>○農商工連携などによる6次産業化とともに、魅力ある付加価値の高い商品開発を推進する。</p>	127	総合政策課	創業支援事業計画の推進(商工振興対策事業)	平成28年5月に認定を受けた、産業競争力強化法に基づく事業計画について、地域の創業を促進させるため、綾町商工会や地域金融機関との連携等により、ワンストップ相談窓口の設置や創業セミナーを開催するとともに、創業支援を推進する。		○				
							128	農林振興課	フードビジネスプロジェクト事業	6次産業化や農商工が連携したビジネスを展開するとともに、販路拡大の取り組みを支援する。						
							129	農林振興課	6次産業化推進事業	農産物の加工や販売等経営の6次産業化の取組みを推進し、地域資源の活用促進や新たな付加価値の創出等経営の多角化、農業所得の向上を図る。						
			5-5 中心市街地のにぎわいの創出			<p>○空き店舗改装などの創業支援とともに、公設駐車場整備に取り組み、歩いて楽しめる市街地環境整備により、商業活性化やにぎわい創出を図る。</p>	130	総合政策課	工芸コミュニティ事業	新製品の開発・デザインの開発・イベントの開催・交流の促進・優良工房の導入・需要開拓事業の実施・積極的な営業活動を展開し、綾町の手づくり工芸品の振興を図る。						
							131	総合政策課	商工振興対策事業	中心市街地での各種イベント実施を支援し、にぎわい創出を図り、中心市街地の活性化を推進する。						
			5-6 雇用形態の多様化・労働力の確保			<p>○女性の社会参加を支援するセミナーや就業体験等を実施するとともに、ひとり親世帯に対して、就業に向けた資格取得に係る費用の負担を軽減するなど、就業につながる環境の整備を図る。</p> <p>○シルバー人材センターの活動を支援し、高齢者の就業ニーズに合った業務の創出や安定的な雇用につながる派遣事業を推進するなど、高齢者の多様な働き方に対応した雇用や就業機会を確保する。</p> <p>○関係機関と連携し、テレワークや短時間勤務等の働き方の啓発を図る。</p>	132	福祉保健課	シルバー人材センター運営補助	高齢者の技能・希望に対応して生きがいづくり、就労の場の確保と社会参加の促進に取り組むシルバー人材センターの健全な運営を支援するため、運営費の補助を行う。						

第2期綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2期みやざき共創都市圏ビジョンの構成内容（案）

資料3-2

重点項目	基本的方向	主要施策	施策の概要	No.	課名	事業名	事業内容	重点プロジェクト事業	都市圏ビジョンの位置付け	国・県の補助の有無	新たに位置づけられる事業	事業終了(廃止)	廃止等の理由
		5-7 雇用環境の改善	○仕事と子育ての両立や労働力の確保などを図るため、ワーク・ライフ・バランスの普及を推進し、育児休暇などが取得しやすくなるなど、働き方は是正を図り、働きやすい環境づくりを図る。	133	総合政策課	中小企業退職金共済新規加入助成事業	中小企業者が中小企業退職金共済に加入することにより、中小企業の従業員の福祉の増進と、中小企業の振興に寄与し、町内雇用の促進を図る。						
				134	総合政策課	男女共同参画事業	性別にかかわらず、自らがその意思で、学校・家庭・地域等に参画できる男女共同参画社会の形成に向けて、宮崎県男女共同参画センターと連携し、町民への意識啓発と個々の能力に応じた活躍ができる雇用社会の実現を図る。		○				
				135	総合政策課	創業支援事業計画の推進(商工振興対策事業)【再掲】	平成28年5月に認定を受けた、産業競争力強化法に基づく事業計画について、地域の創業を促進させる為、綾町商工会や地域金融機関との連携等により、ワンストップ相談窓口の設置や創業セミナーを開催するとともに、創業支援を推進する。		○				
6 交流人口や販路の拡大を図る 「ブランド力の向上」	<p>■ブランドの構築にあたっては、認知度や消費額の相関係数などを明確にし、ユーザー分析を行った上で、ターゲットを限定し、見せ方をはじめ、適切な時期に適切な場所で、情報発信を行い、関心を高める手法が重要になるため、これらを進めてブランドの構築に努めます。</p> <p>販路を拡大して外貨を稼ぐには、産業と観光が連携しながら、域内でお金が落ちる仕組みを構築することが重要になります。異業種間連携と販売体制の確立に努めます。</p> <p>■日本人観光客の誘客はもとより、訪日外国人の誘客を図る必要がありますが、特に、富裕層を意識した取組が重要になります。訪日外国人旅行者の受入環境の整備にあたっては、無料公衆無線LAN環境の整備、多言語への対応、二次交通の充実、決済環境の改善、免税品目の拡大等に企業、店舗等と連携して進めます。</p> <p>観光は、旅行業や宿泊業だけでなく、農林水産業や小売業、交通事業者までその経済効果が波及する裾野の広い産業であるため、回遊性や滞在性を高める広域的な観光地域づくりのほか、観光資源のブラッシュアップや魅力ある商品開発などに努めます。</p> <p>交流人口の拡大に向けては、産業観光振興の視点だけではなく、地域資源に目を向け、都市と農村の交流や二地域居住の促進なども必要になっています。認知度の高いプロスポーツキャンプの誘致など継続して取り組み、情報発信するとともに、話題性を演出します。</p> <p>■農産物のブランドを確立するには、他の産地との差別化を図り、栄養・機能性成分からアプローチするなど、これまでと異なる付加価値の高め方をさらに研究します。また、高い鮮度を維持したまま輸送するためのコールドチェーンの確立を働きかけます。</p> <p>農産物の国外への販路拡大を図るには、購買意欲を高めるデザイン等を取り入れ、生産者と現地のバイヤーを結びつけるとともに、国内外の市場への農産物の加工品の販路を拡大する戦略を確立します。</p>	6-1 綾らしさを活かした取組の推進	<p>○主要観光施設などに整備した「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」などを活用し、観光情報や地域のイベントなどをプッシュ配信することで、商業・観光施設間の回遊性を高める。</p> <p>○ユネスコエコパークなどの国内外からの視察にも対応できるエコパークセンターを情報の集約・発信及び観光をはじめとする様々な交流活動の拠点とする。</p> <p>○安心安全な地元食材を用いた伝統食の提供や伝統文化など、地域資源と特色を生かした産業観光を推進する。</p>	136	総合政策課	子ども農山漁村交流による地域活性化モデル事業	地域社会と連携できるコーディネーターを配置し、農村と都市との交流を行い、宿泊・地域学習などのさまざまな体験を通じ、子どもに生きる力と天地自然の恵みに感謝する心を育むとともに、地域活性化を図る。		○				
				137	総合政策課	韓国交流事業	友好交流協定を締結した韓国鎮安郡との交流を奨励するため、交流活動を行う者に対し補助金を交付するとともに、韓国交流イベントに参加してもらうなどし、相互の交流を促進する。						
				138	総合政策課	綾町出身者ふさと交流会事業	毎年「ふるさと帰りを発行し綾町の取り組みを発信するとともに、首都圏において3年毎に綾出身者の会を開催し、都市と農村間との交流機会を増やす。また、ふるさと納税の広報も同時に行い、寄付者(応援者)の底上げを図る。						事業内容の一部見直し
				139	ユネスコエコパーク推進室	ユネスコエコパーク推進事業(生物多様性地域戦略)	綾町生物多様性地域戦略をもとに綾BRエリアの保全管理計画や綾町の総合長期計画との整合性を保ちつつ、地域と連携した実践的な保全活動計画を行うとともに、様々な関係者と連携した生物多様性保全活動の推進を図る。また、ビオトープの一般利用を促進する。						
				140	農林振興課	液状堆肥工場費	人糞尿に酵素を添加し、好気性高温発酵により良質な液肥を生産し、農地還元する。						
				141	農林振興課	堆肥工場費	収集した生ごみと牛糞を好気性高温発酵により良質な堆肥として再生し、農地還元するとともに生ごみの減量化を図る。						
				142	農林振興課	自然生態系農業実践振興会	自然生態系農業実践振興会の運営や研修活動などを支援するため、活動費用の一部を助成し、有機農業の振興を図る。						
					農林振興課	有機農業生産拡大推進事業	有機農業振興の中心となる各実践支部の活動を支援するため助成し、組織体制の強化促進により、有機農産物等の生産拡大を図る。					○	事業終了
				143	総合政策課	綾ひな山祭り事業	綾雛山まつり事業に要する費用の一部を補助し、地域の活性化を図る。						
				144	総合政策課	恋人の聖地「照葉短歌賞」	酒泉の社に近接する「創造の森」は「恋人の聖地」として選定されており、全国から多くのカップルや家族連れが訪れ地域活性化が図られるよう、「愛・恋」をテーマにした短歌を募集し、受賞者の方々を表彰する。						
				145	社会教育課	花いっぱい運動【再掲】	自然豊かな花のある美しい町づくりのため、自治公民館と連携し町内の沿道や各公民館の花壇などへ花の植栽活動を毎年、全町的に行う。						

第2期綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2期みやざき共創都市圏ビジョンの構成内容（案）

資料3-2

重点項目	基本的方向	主要施策	施策の概要	No.	課名	事業名	事業内容	重点プロジェクト事業	都市圏ビジョンの位置付け	国・県の補助の有無	新たに位置づける事業	事業終了(廃止)	廃止等の理由	
		6-2 スポーツランドみやざきの推進	○プロスポーツキャンプ受入態勢と施設の充実を図るとともに、新たに、関係団体との連携による地域資源を活かした各種スポーツ大会を誘致するなどスポーツランドみやざきの取組を推進する。	146	総合政策課	中山間活性化対策事業	広沢ダム湖水上スキー場で合宿する大学生等の受入態勢を整えるとともに、宮崎県水上スキー連盟の運営に要する費用の一部を補助し地域活性化を図る。							
				147	社会教育課	スポーツ施設等維持管理整備事業(小田川多目的広場整備等)	スポーツ施設等の適切な維持管理により、施設機能を高め、利用促進を図る。							
				148	総合政策課	宿泊施設等維持管理整備事業(綾川荘・てるはの森の宿・合宿センター)	宿泊機能を充実させ、利用者増加による地域活性化を図る。 施設の適切な維持管理により施設の魅力を高め、スポーツ合宿や観光客の利用促進を図り、地域活性化に繋げる。						事業内容の変更	
		6-3 観光客受入環境の充実	○観光パンフレットや観光案内板についても多言語化に対応した整備により、国内外からの観光客の受入環境の充実を図る。	149	総合政策課	職業球団等キャンプ受入事業	「スポーツランド綾」を推進するため、各競技団体へのネットワークを広げ、プロ、社会人、学生の合宿誘致を推進し、合宿受入の体制強化を図る。		○					
				150	総務課	観光・防災Wi-Fiステーション整備保守事業	避難所や避難場所等に整備した耐災害性の高い公衆無線LANにより、災害時において災害情報や安否確認などの受発信を可能とするとともに、観光情報を多言語で発信し、観光情報の入手やSNSでの情報発信を容易とする通信環境を活用して地域活性化を図る。		○				事業名の一部見直し	
				151	総合政策課	宿泊施設等維持管理整備事業(綾川荘・てるはの森の宿・合宿センター) 【再掲】	施設の適切な維持管理により利用者の安全確保や施設の魅力を高め、スポーツ合宿や観光客の利用促進を図り、地域活性化に繋げる。						事業名の一部見直し 事業内容の一部見直し	
				152	総合政策課	活性化協会施設管理	観光拠点施設の運営管理について、綾町産業活性化協会を指定管理者として委託する。							
				153	建設課	都市再生整備計画	ユネスコエコパークにふさわしい空間づくりを行い、有機的な案内看板によるそぞろ歩きを誘発させ、まちなかの賑わいを創出する。			○				
		6-4 自然生態系農産物のブランド化と高付加価値化の推進による国内外の市場開拓	○町内すべての生産者を対象とした自然生態系農業の推進に関する条例に沿った栽培管理と記帳を徹底し、栽培管理記録を消費者に提供できる体制整備を推進する。 ○JAS法に基づく有機認証として、支援体制を強化し、JAS認定事業者を増加させるとともに、農産物の販路拡大と高付加価値化を図る。	154	農林振興課	有機JAS認証業務	有機JAS登録認証機関として、技術的基準に基づく認証業務の技術水準を維持するために、研修体制の充実と情報の的確な収集を図り、有機JASによる有機農産物の生産の拡大を図る。							
				155	農林振興課	全国和牛能力共進会	全国和牛能力共進会への出品支援を行う。							
			○都市部の消費者との産直交流のために、インターネットを通じて産地情報などを消費者に提供するECサイトの環境整備を図る。	156	農林振興課	物産品販路開拓事業	町内有機JAS認証事業所の連絡会議を行い、消費地のニーズを把握し販路と流通を見据えた生産・格付を行う。			○				
			○周辺自治体や関係団体と連携し、農林水産物のブランド化を推進するとともに、国内外への販路拡大を図る。	157	農林振興課	農産物ブランド強化推進事業(有機農業開発センター事務局費)	自然生態系農業のまちとして農産物のブランド強化を促進するため、残留農薬検査を定期的に実施し、生産者の意識向上を図る。			○				
			○6次産業化などで開発した商品の販売力を高めるため、ブランド構成要素をしっかりと検討し、動画などによる効果的なPRによる消費拡大と販路拡大を図る。	158	総合政策課	綾町物産展	綾町エテコミュニティ協議会が行う綾町の物産・観光のPRをするため、九州管内において開催される物産展に出展する経費などについて支援する。県内外を問わず催される物産展等に積極的に参加し、綾町の物産・観光の魅力はPRすることで綾町の産業振興を図る。						事業内容の変更	
			○全国に先駆けてオーガニックビレッジを宣言し、戦略的販売体制を構築する。	159	農林振興課	みどりの食料システム戦略緊急対策事業	有機農業など環境に配慮した取り組みを支援する「みどりの食料システム緊急対策交付金」を活用し、オーガニックアカデミー構想や学校給食有機食材利用促進、有機JASほ場圃地化を推進する。							

第2期綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2期みやざき共創都市圏ビジョンの構成内容(案)

資料3-2

重点項目	基本的方向	主要施策	施策の概要	No.	課名	事業名	事業内容	重点プロジェクト事業	都市圏ビジョンの位置付け	国・県の補助の有無	新たに位置づける事業	事業終了(廃止)	廃止等の理由	
		6-5 ユネスコエコパークを活かした自然と共生するまちづくりの推進	○九州沖縄森林セラピー基地NW全議等を通じて周知徹底を図り、インターネット・バンフレット等の活用も図っていく。 ○自立・自走するまちづくり団体等と行政が連携し、またネットワークを構築することにより、より効果的でエコパークを活かしたまちづくりを推進する。	160	ユネスコエコパーク推進室	まちづくりネットワーク推進事業	地域の活性化や地域コミュニティ形成を目的に、自主的に活動する団体や組織等と行政が連携し、さらにネットワークを構築することにより、ユネスコエコパークを活かしたまちづくりを効果的に推進する。							
				161	ユネスコエコパーク推進室	地元幼児小中学校への環境学習支援【再掲】	子ども自然クラブの創設や、綾ユネスコエコパークセンター、ピオトープ、イオンの森、固定公園等を活用し、幼児小中への一貫した環境学習支援を推進する。							
				162	ユネスコエコパーク推進室	自然環境ガイド事業	森林セラピーやフットパスなどの自然環境に関するガイド事業の充実化とともに、九州管内のセラピー基地のネットワークと連携し、集客を図る。							
				163	総合政策課	綾町町民提案型ゆめ応援プロジェクト支援事業【再掲】	町民等の自由な発想による自主的・主体的なまちづくりを推進するため、団体等が実施する地域活性化に関する事業を支援する。		○					
				164	ユネスコエコパーク推進室	自然体験アクティビティ構築事業	トレッキングコースの磨き上げを行い、コロナ時代にも持続可能な自然体験型アクティビティを構築する。							
				165	総合政策課	サイクルツーリズム事業	散歩をはじめ、登坂などの名物コースなどのサイクルマップを食や地域資源などの情報をあわせ作成・配布し、「サイクランドみやざき・綾」を目指す。							
		6-6 中心市街地無電柱化によるまちの顔づくり	○宮崎須木線の無電柱化にあわせ景観に配慮した道路整備(歩道アメニティ・緑陰形成)を推進する。 ○無電柱化や「まちなかウォーク推進事業」に合わせて、中心市街地の快適性の向上や、都市機能の選択、自然との共生への取り組みを次世代に継承することを目的に、官民協働を主体とした社会実証実験を行う。	166	建設課	無電柱化事業	景観の阻害要因となる電柱・電線をなくし、ユネスコエコパークを活かした良好な空間形成とともに通行者の安全性の確保と防災性の向上を図る。			○				
				167	建設課	都市再生整備計画【再掲】	ユネスコエコパークにふさわしい空間づくりを行い、有機的な案内看板によるそぞろ歩きを誘発させ、まちなかの賑わいを再生する。			○			事業名の一部見直し	
7 「広域公共交通網の構築とインフラの維持・整備」	■広域交通網については、高速道路インターチェンジや鉄道駅、空港、港湾が近隣市町に整備されており、それらを利用した良好なアクセシビリティの確保が求められます。また、道路網については、県道の交通混雑の緩和や交通ネットワークの強化を図ります。 超高齢社会を迎える現在、周辺地域と連携し、公共交通機関を充実させ、高齢者をはじめとした交通弱者にとって特に必要不可欠なバス路線の維持・存続に努めます。 地域の発展や産業・観光面での競争力の強化、地域生活の利便性向上のため、交通基盤の整備を進めるとともに、住民が自由かつ容易に移動することができる、効率的で利便性の高い交通体系を確立し、時代と地域のニーズに合った交通手段の確保に努めます。	7-1 都市機能の集約化	○公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施し、財政負担軽減・平準化を図る。 ○限られた資源を集中利用し、人口と効率的な公共サービスを維持することを目指し、立地適正化計画の策定を検討する。 ○歩行者の安全性や快適性の向上を図るため、生活道路の交通安全施設などの設置に努め、自治公民館活動やボランティア活動などによる美化と維持管理を促進する。	168	建設課	立地適正化計画策定事業	多極ネットワーク型コンパクトシティへの誘導を図るため、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を策定する。		○	○				
				169	財政課	財政管理	財政負担軽減・平準化により公共施設等総合管理計画に基づき更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施するため、個別施設計画を令和2年度迄に策定し、議会や町民との共通認識を図り持続可能なまちづくりを推進する。						事業内容の一部見直し	
				170	総合政策課	地域公共交通確保維持対策事業	沿線の自治体及び宮崎交通圏と連携し、持続可能な地域公共交通網の維持を図り、日常生活に必要な路線/バスの便数(39本)を維持する。							事業内容の一部見直し
				171	総合政策課	高校生等通学定期券購入補助	子育て世代の定住促進及び路線バスの運行を支援するため、町外に通学する中学生及び高校生等を養育する保護者等に対して、通学定期券(キャンパスミニ)購入費の一部を補助する。			○				事業内容の一部見直し
		7-2 広域公共交通網の構築	○路線バスなどの公共交通については、利用者ニーズを活かした利便性が高く、使いやすい公共交通網の構築を促進するとともに、利用促進を図りバス路線の維持に努める。	172	福祉保健課	めざせ健康長寿！高齢者外出支援創出事業【再掲】	高齢者が公共交通機関のバスを利用した際の自己負担額を100円とすることにより、外出しやすい環境を整え、いきいきとした余暇を過ごしていただくことで健康増進を図る。なお、令和4年度から対象年齢を75歳以上から70歳以上に引き下げる。						事業内容の一部見直し	

第2期綾町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2期みやざき共創都市圏ビジョンの構成内容（案）

資料3-2

重点項目	基本的方向	主要施策	施策の概要	No.	課名	事業名	事業内容	重点プロジェクト事業	都市圏ビジョンの位置付け	国・県の補助の有無	新たに位置づける事業	事業終了（廃止）	廃止等の理由	
		7-3 物流体制の整備	○露地野菜の輪作体系の確立を図るため産地づくり対策会議を毎月1回開催し、現状報告、流通対策についてJA・普及センター・町が参集し意見交換を行い、改善策を検討する。	173	総合政策課	路線バス利用促進対策事業	綾町が主催するイベント等において、路線バス利用者等へ特典を付与し、路線バスの利用を促すことで、コロナの影響を受ける路線バス事業者の経営改善と綾町のまちづくりを相互に補完する取り組みを実施する。また、各イベント会場でバス乗り方教室や高齢者100円バスの臨時受付窓口等を設置し、高齢者等のスムーズなバス移行を促す。					○	事業新設	
				174	農林振興課	農産加工品販路開拓支援事業	特産品ならびに農産加工品の国内外への販路開拓において輸送費用を補助し、農家の負担軽減と需要拡大による生産者の意識と所得向上を図る。							